

令和6年度 第7回 大阪港湾局サービス規律確保推進委員会

日 時：令和6年12月3日（火） 11：00～

場 所：大阪港湾局 第1会議室

議 題

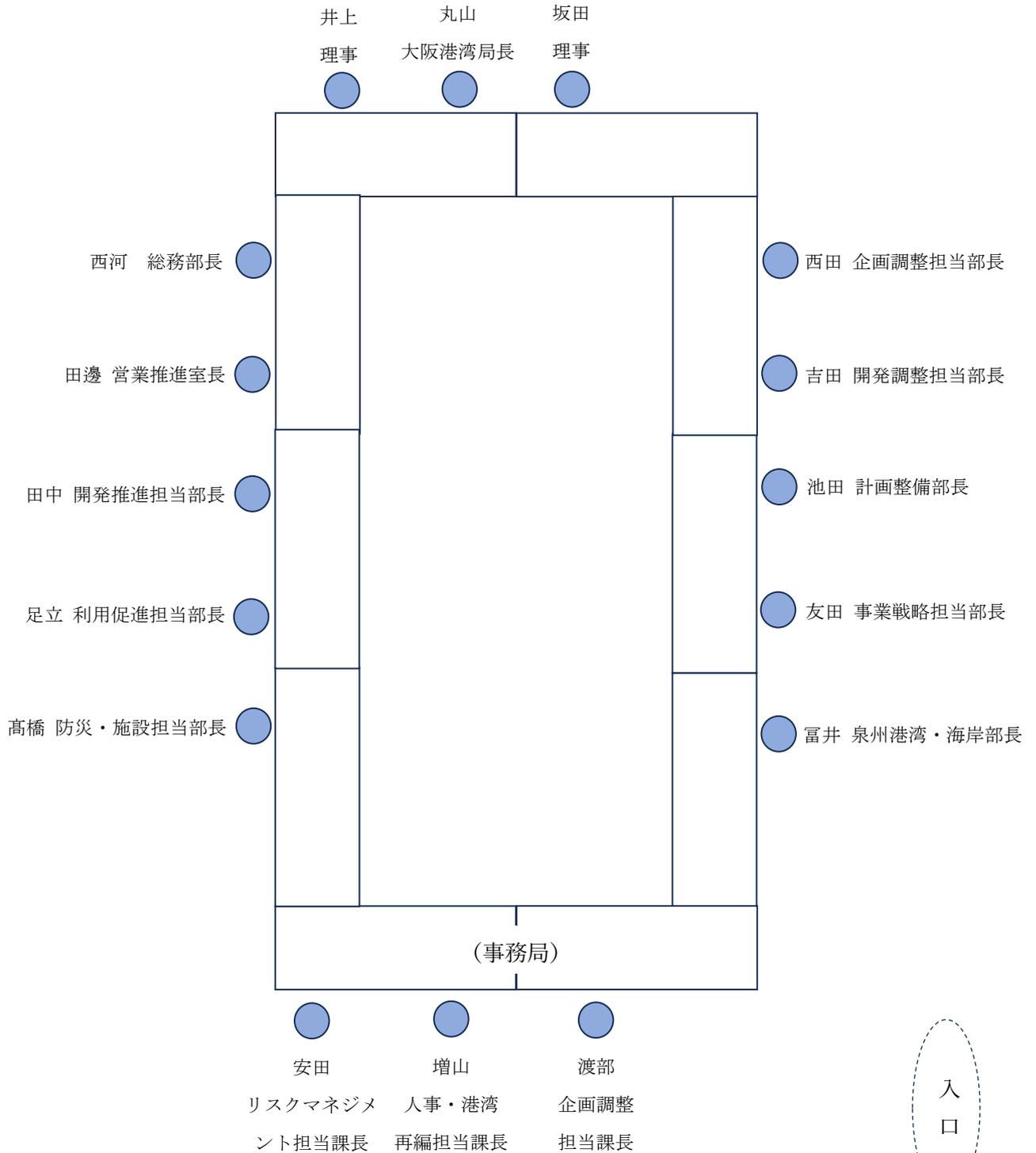
- 1 年末年始における職員の綱紀の保持及び10月の懲戒処分について
- 2 休暇、超勤、休職者の状況について
- 3 入札等監視委員会の意見への対応について
- 4 その他

大阪港湾局服務規律確保推進委員会 名簿

委員長	丸山 大阪港湾局長
副委員長	坂田 理事
	井上 理事
委員	西河 総務部長
	西田 企画調整担当部長
	田邊 営業推進室長
	吉田 開発調整担当部長
	田中 開発推進担当部長
	池田 計画整備部長
	足立 利用促進担当部長
	友田 事業戦略担当部長
	高橋 防災・施設担当部長
	富井 泉州港湾・海岸部長

令和6年度 第7回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会 座席表

大阪港湾局 第1会議室



(報道関係 所定位置)

職員各位

大阪市長 横山 英幸

### 年末年始における職員の綱紀の保持について

職員の服務規律の確保については、これまでも様々な機会に繰り返し注意を喚起し、今年度は特に「飲酒時の非違行為」及び「ハラスメント」の発生防止に向けて重点的に取り組んでいるところであるが、依然として不祥事が絶えない状況である。

大多数の職員が、日々市民のために、より良い施策の実現に向けて奮闘しているところであるが、これまで以上に職員各自が一つの不祥事が市民の信頼を大きく損ねるということを強く心に刻み、それぞれの職場、それぞれの立場から服務規律の確保に努め、職員一丸となって不祥事の根絶に取り組む必要がある。

年末年始を迎えたこの時期に改めて、本市行政に対する市民の信頼を確保するため、以下の点について遵守・徹底していただきたい。

- ・不祥事根絶に向けた取組について十分認識し、令和6年度の重点取組項目である「飲酒時の非違行為」及び「ハラスメント」の発生防止については、公務員としての責任と自覚を持って、職員一人ひとりの問題として取り組まなければならないこと
- ・「飲酒時の非違行為」は、年末年始を迎え、飲酒の機会も増えていることから、これまで以上に言動に注意し、自らを律すること
- ・「ハラスメント（パワハラ・セクハラ等）」行為は、言語道断であり、職員が安心して働くことができる職場環境の構築に向け、管理職をはじめとして職員が一丸となって取り組むこと  
また、ハラスメント行為を受けるまたは見聞きした場合は、ハラスメント相談窓口や公益通報などの制度を利用して申し出ること
- ・公務員として常に法令等を遵守し、公平かつ公正に職務を遂行すべきであること
- ・常に公私の別を明らかにし、自らの職務や地位を私的利益のために用いてはならないこと
- ・法律により与えられた権限の行使に際してはもちろん、勤務時間の内外を問わず、公務員としての立場を十分自覚し、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと

そして、これらに反するような事実が認められた場合は、本市行政に対する市民の信頼を損なうのみならず、厳正に処分されることになるということを、今一度、職員一人ひとりが認識されたい。また、下記の留意事項についても確認し、綱紀保持に努めていただきたい。

なお、管理監督の立場にある職員は、その責任の重大さを十分自覚し、所属職員の指揮監督に一層努め、市民の信頼に応えられる職場づくりを目指していただきたい。

### 【服務規律確保に当たっての留意事項】

1. 勤務時間の内外を問わず、公務員としてふさわしくない軽率な言動は厳に慎むこと
2. 飲酒にあたっては、普段にもまして自らを律するとともに、トラブル等につながる過度な飲酒は慎むこと
3. 自動車、原動機付自転車（電動キックボード含む）または自転車を運転する場合は、交通法規を遵守して事故防止に努めること。また、特に飲酒運転については、いずれの乗り物であったとしても絶対に行わないこと
4. お互いの人格を尊重し、また、言動の受け止め方には、個人で差があるということを意識し、快適な職場環境づくりを徹底すること
5. 職務遂行にあたっては、常に適正な執行に努めること。特に管理監督者は、不正を防止すべく、適正な執行が確保できる体制づくりに取り組み、かつ適正に執行されているかどうか適宜確認すること
6. 職務上利害関係のある業者等から金品や便宜の供与を受けてはならないことは当然であり、さらに、会食や個人的な取引などについても、厳に慎むこと
7. 第三者から不当要求行為を受けた場合は、これを拒否し、かつ上司に報告し、記録しなければならない。報告を受けた管理監督者は、職員に対し適切な指示を行い、所属長にその旨を報告するなど、組織として対応すること（「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」参照）
8. 各種団体との諸会合やあいさつ回り等は必要最小限にとどめるとともに、職員間における贈答行為等の虚礼を廃止し、慶弔事にかかる支出についても、職務または職場との関わりから行う儀礼的なものについては、これを慎むこと
9. 服務規律の確保は、第一義的には各職場の管理監督者の責務であることを再認識し、職務遂行上の指導監督はもちろん、日頃より部下職員の状況を十分に把握するとともに、職員の相談・意見などに真摯に向き合い、職員間のコミュニケーションが活発に行えるよう、風通しの良い職場づくりに努めること

検索

検索ヘルプ

よくある質問

選んで探す

組織から探す

[トップページ](#) > [市政](#) > [組織](#) > [コンプライアンス・内部統制](#) > [不祥事削減に向けた取り組み](#) > 懲戒処分の公表

## 懲戒処分の公表

ページ番号：175852 2024年11月11日

大阪市では、大阪市職員基本条例に基づき、毎月1回、前月に行った懲戒処分を公表しております。

令和6年10月の懲戒処分案件はありませんでした。

### この件に関するお問い合わせ

総務局人事部人事課

電話番号：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

#### このページの作成者・問合せ先

大阪市 総務局人事部人事課

住所：〒530-8201大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階）

電話：06-6208-7511

ファックス：06-6202-7070

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.